相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊勢市竹ケ鼻町九九番地一一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　奥村　敬三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十日

三重県伊勢市宮町一―九―二〇杉ビル二階

相続財産管理人　濱田　秀也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県四日市市あさけが丘一丁目一番地二四二、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　三宅　作子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十日

三重県四日市市栄町二番二一号

相続財産管理人　弁護士　川嶋冨士雄

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市八雲町西岩坂二四八七番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　秋原　禮三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年七月十日

島根県松江市乃木福富町二六八番地一二

相続財産管理人　三上　眞爾

前払式特定取引業者営業保証金取戻し公告

割賦販売法第三十五条の三の三において準用する同法第二十九条第二項及び許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則第十九条第六項の規定により次のとおり公告します。

一、名称　株式会社セルモ友の会

二、代表者の氏名　代表取締役　安田　征史

三、本店の所在地　熊本市世安町一四二番地一

四、許可の年月日　昭和五十二年七月五日

五、許可の失効の年月日　平成二十一年三月三十一日

六、営業保証金の総額　金十万円

七、前号の営業保証金につき割賦販売法第三十五条の三の三において準用する法第三十一条第一項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から六箇月以内にその債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書三通を九州経済産業局長に提出してください。

八、前号の申出書の提出がないときは、第六号の取戻しをしようとする営業保証金は取戻されます。

平成二十一年七月十日

熊本市世安町一四二番地一

株式会社セルモ友の会

代表取締役　安田　征史

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社メガロンサルタンツ　東京都新宿区荒木町一三―五〇　一・二階

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出してください。

四　前号の申出書の提出がないときは、第一号の保証金が取り戻されます。

平成二十一年七月十日

東京都新宿区荒木町一三番地五〇

株式会社メガロンサルタンツ

代表取締役　田中　芳美

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成 21 年７月 10 日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①市川不動産　②神奈川県知事(1)25179　③市川スイ　④神奈川県鎌倉市台２丁目９番５号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県鎌倉市台２丁目９番５号　市川不動産　市川スイ

①株式会社シーン・メイキング　②国土交通大臣(1)7813　③代表取締役　土屋純男　④静岡県浜松市中区佐鳴台一丁目15番31号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦静岡県浜松市中区佐鳴台一丁目15番31号　株式会社シーン・メイキング　代表取締役　土屋純男

①株式会社エリアクエスト店舗＆オフィス　②大阪府知事(1)51591　③代表取締役　清原雅人　④大阪府大阪市中央区西心斎橋一丁目５番５号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦東京都目黒区中目黒二丁目６番20号　株式会社エリアクエスト不動産コンサルティング　代表取締役　清原雅人

①株式会社セイシン　②福岡県知事(1)16079号　③代表取締役　中原さとみ　④福岡県大牟田市三里町３丁目３番地101　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県大牟田市三里町３丁目３番地101　株式会社セイシン　代表取締役　中原さとみ

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 21 年７月 10 日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

社団法人不動産保証協会

記

年番	度号	商号又は名称	免許証番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平21不保488		有限会社北都産業	北海道知事石狩(1)7076	代表取締役　船木洋	北海道札幌市中央区南13条西15―2―13　1000万円
平21不保489		有限会社サンライズ	北海道知事石狩(1)7113	代表取締役　宍戸博之	北海道札幌市白石区栄通り６―12―21　〃
平21不保490		株式会社クリエイションホーム	宮城県知事(1)5380	代表取締役　三宅灘太郎	宮城県仙台市青葉区本町２―10―33　〃